

新疆に游牧する哈薩克は、其の祖先たる「ドン」哈薩克の遺風を失はず。即ち今尙ほ同族の共同制裁を重んじ、若し部族中に罪を犯す者あれば、衆之を共議し、罪小なれば罰するに代償牧畜を以てし、大なれば之を殺戮し、其の遺産を分つ。是等の件は、敢て上司にも通知すること無しと云ふ。彼等の間には、常に平等主義の行はるゝ有りて、武器衣服の外、渾ての器什は、皆共用とし、緊要の事件は、之を公議に問ひ、其の一致の心頗る硬固なりとす。

哈薩克の中には、阿渾少なし。故に彼等は纏頭回より阿渾を聘して、哥蘭經を聽聞し、且つ之に就て回字を習ひつゝ在り。

第六節 婚姻

新疆に於ける婚姻は、媒介に由りて成立すること、世間普通の例に異ならず。其の結納の贈答、婚姻の儀式に至ては、各種族間區々に分れて、同じからざるもの有り。今聞き得たる二三を左に述べん。

纏頭回の子は早婚の弊ありて、十二三歳にて人に嫁す。婚姻は大抵幼少の時